

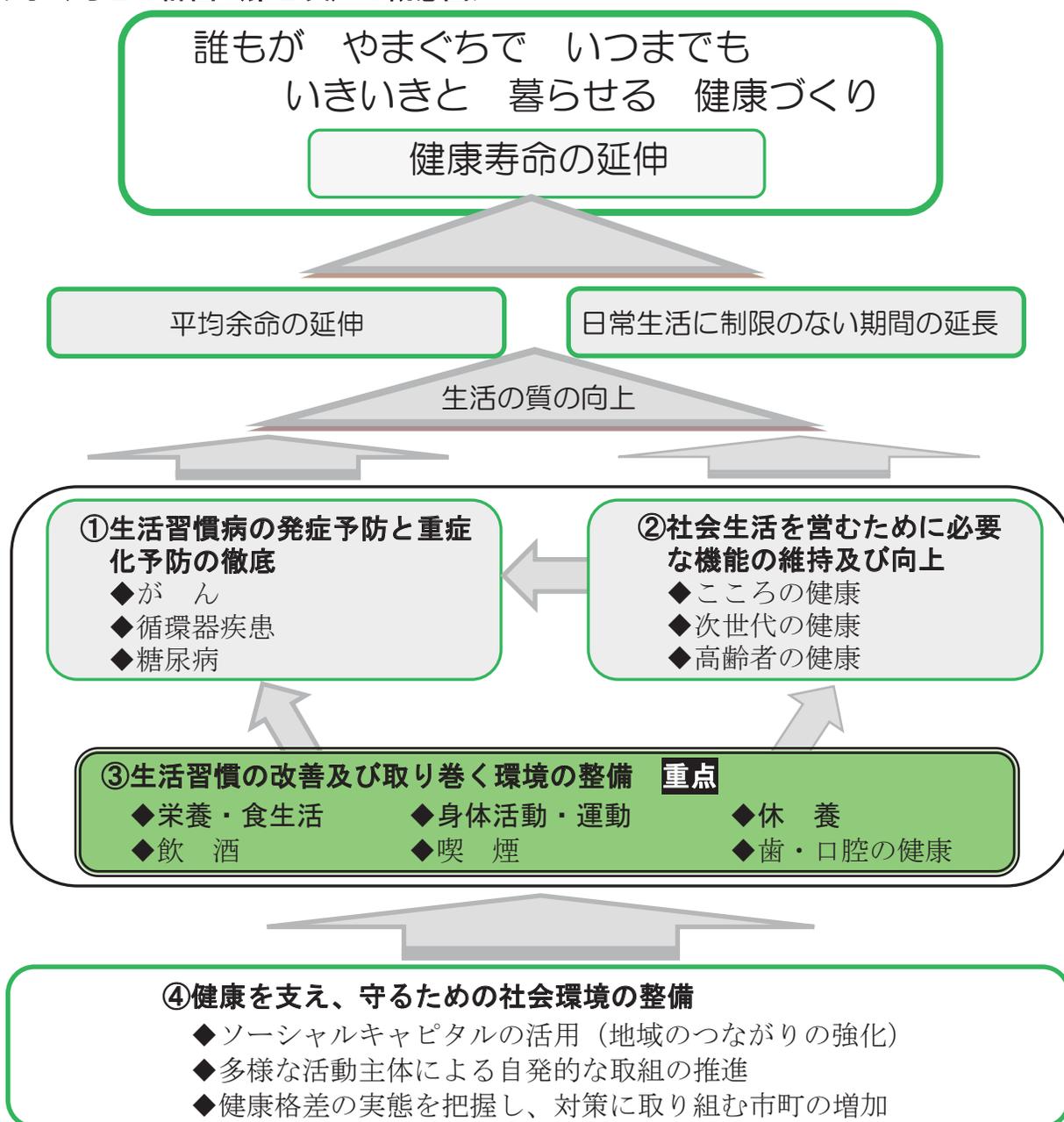
1 関連計画

健康やまぐち 21 計画（第 2 次）（平成 25 年度(2013 年度)～平成 34 年度(2022 年度)）

健康増進法第 8 条第 1 項に規定する県の健康増進計画であり、現在の計画は平成 25 年（2013 年）3 月に改定されたものです。

生活習慣の改善により健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進や、乳幼児期から高齢期までの、それぞれのライフステージにおける心と体の機能の維持・向上に向けた取組、市町等との連携による健康を支え守るための社会環境の整備を行うことにより、「健康寿命の延伸」を図ることとしています。

<健康やまぐち 21 計画（第 2 次）の概念図>



山口県教育振興基本計画（平成 25 年度(2013年度)～平成 29 年度(2017年度)）

山口県教育委員会では、少子高齢化の進行やグローバル化、高度情報化の進展など、本県教育を取り巻く環境の変化や、本県の子どもの状況、国の教育改革の動向等も的確に捉えた上で、平成 25 年（2013 年）10 月に、本県教育がめざす方向性と施策等を示した新たな指針として、山口県教育振興基本計画を策定し、本県教育の振興に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

〈本計画における食育の位置付け〉

食育を「10 の緊急・重点プロジェクト」の「④子ども元気創造プロジェクト」に位置付け、推進しています。

④子ども元気創造プロジェクト

◆推進方向

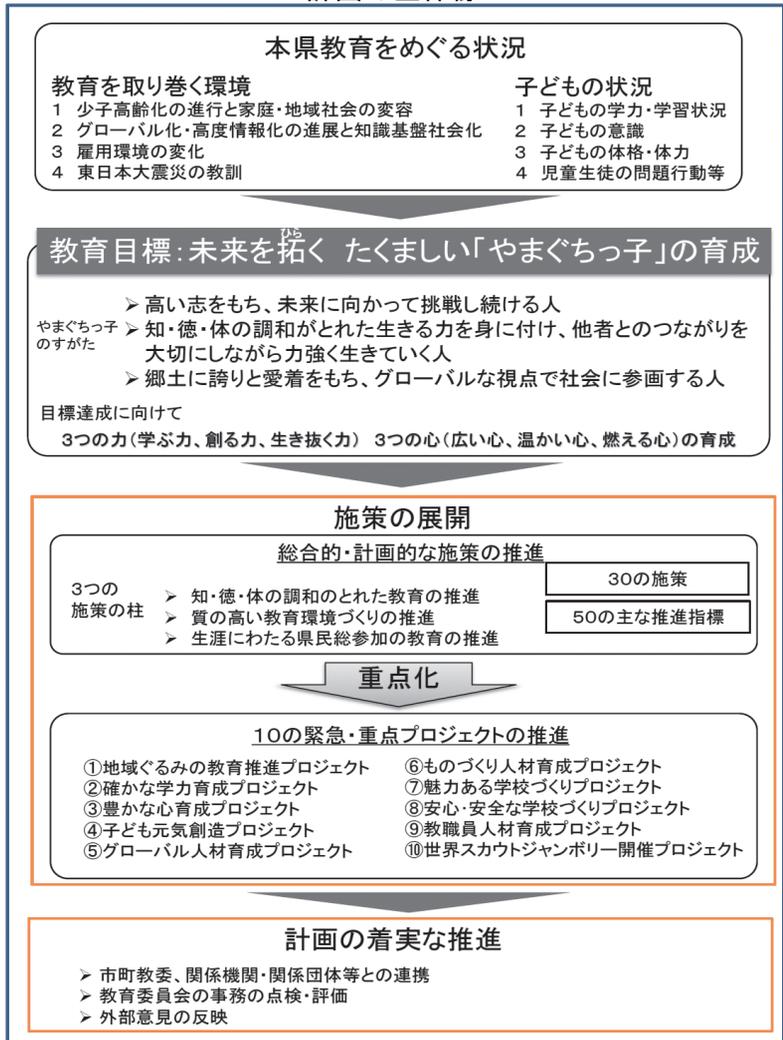
知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育むため、「食育」「遊び・スポーツ」「読書」に一体的に取り組む「子ども元気創造」の取組を効果的に展開し、心身ともに健康で、たくましい子どもたちを育成します。

◆具体的な取組内容

（※食育に関する取組のみ記載）

望ましい食生活の定着のために規則正しい生活習慣の確立を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって、幼児、児童生徒の発達に応じた取組を推進します。

計画の全体像



年度	H25	H26	H27	H28	H29
取組内容	幼児、児童生徒の発達に応じた望ましい生活習慣の形成・定着				
	県内全小学校を対象に『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳の活用				
	子ども元気創造推進隊の派遣				
取組内容	栄養教諭の増員等による食育推進体制の充実				
	地場産食材の活用等による給食献立の工夫と食に関する指導の促進 「食に関する指導実践事例集」等を活用した実践事例の紹介 「食に関する指導の手引～学校全体で取り組む食育の推進～」の作成・活用				
	【主な推進指標】朝食を毎日摂っている児童生徒の割合 増加させる				

山口県食の安心・安全推進基本計画（改定版）（平成 25 年度(2013 年度)～平成 29 年度(2017 年度)）

生産から消費に至る各段階での対策を具体化し、より実効性のあるものとするため、「山口県食の安心・安全推進条例」に基づき策定した計画です。

食の安心・安全の確保は、くらしの安心・安全基盤の強化を図る上で、極めて重要な課題であることから、本計画に基づき、消費者の視点に立って、幅広い分野の施策を総合的に推進し、本県の住み良さの向上に寄与することを目的とします。

<取り組むべき課題>

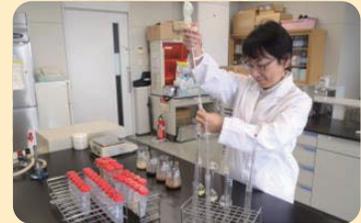
- 1 食品の安全確保や食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進
- 2 リスクコミュニケーションの推進
- 3 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信
- 4 生産者・事業者の法令遵守の徹底
- 5 監視・検査等による安全確保の徹底
- 6 地域社会全体で取り組む基盤の強化

<施策の方向>

食の安全

～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

- 生産段階での安全性の確保
- 製造・加工、流通段階での安全性の確保
- 食品検査の充実
- 食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進



食品検査

食の安心

～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

- 関係機関が連携した食品表示の監視
- 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進
- リスクコミュニケーションの推進
- 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信



食品表示の監視指導

参画と協働

～地域社会全体で取り組む食の安心・安全～

- 県民運動の推進
- 食育の推進
- 地産・地消の推進



食の安心・安全推進協議会



食の安心モニター研修会

山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）（平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)）

廃棄物処理法、山口県循環型社会形成推進条例に基づき、本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

本計画では、廃棄物のさらなる減量や循環利用等を図るため、「県民総参加による3Rの推進」を重点プロジェクトの1つに掲げており、その中で、「やまぐち食べきっちょる運動」など、食品ロス削減の取組を進めています。



重点プロジェクト「県民総参加による3Rの推進」



<やまぐち食べきっちょる運動>

▽「山口県食品ロス削減推進協議会」を推進母体として、県民、事業者、関係団体、市町及び県等が連携・協働し、食品ロス削減を普及・啓発

▽「やまぐち食べきり協力店」の登録促進、facebook 等による情報発信 等

◆栄養教諭

学校における食育を効果的に進めていくため、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ持ち、学校における食育に関する連携調整を担う教育職員です。栄養教諭は、子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行っています。

◆噛ミング30

地域における食育を推進するための一助として、より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標として、「噛ミング30（カミングサンマル）」というキャッチフレーズを作成し、歯科保健分野からの食育を推進する運動です。

◆健康教育

健康教育とは、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の修得に関する教育です。殊に学校においては、自他の生命を尊重し社会の変化に対応して、生涯を通じて健康で充実した生活を送るためには、教科「体育」、「保健体育」において児童生徒に心身の健康・安全全般についての知識を学習させるとともに、保健指導、安全指導、学校給食指導など、特別活動や日常的指導を通じて健康な生活に関する態度を習得させるなど、学校の教育活動全体を通じて行う必要があります。

◆健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。

◆口腔機能

摂食や構音と密接に関連する機能です。

◆孤食

家族と暮らしている中で、一人で食事をとることを「孤食」といいます。

◆共食

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと食事をするをいい、共食は集団の共同性・連帯性を表す手段となります。

◆3色分類（三色食品群）

栄養素の働きにより、食品を「赤色群(体をつくるもとになる)」「黄色群(エネルギーのもとになる)」「緑色群(体の調子を整えるもとになる)」の3つのグループに分類したものです。

◆授乳・離乳の支援ガイド

妊産婦さんや子どもに関わる保健医療従事者が、授乳・離乳の支援に必要な基本的事項を共有化し、支援を進めていくことができるよう、保健医療従事者向けに、平成19年3月に国が作成したものです。

◆循環器疾患

循環器疾患は、脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）と虚血性心疾患（心筋梗塞・狭心症など）を含む疾患であり、我が国の主要な死因の1つです。

◆食育月間

国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため、「食育推進基本計画」により毎年6月が「食育月間」として定められています。

◆食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、「食育推進基本計画」により毎月19日が「食育の日」として定められています。

◆食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくコマのイラストで示したものです。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物をバランスよくとることにより、コマが倒れないように適量の食事をとることができます。

◆食生活改善推進員

市町が開催する「食生活改善推進員養成講座」の修了者で、それぞれの市町食生活改善推進協議会に属し、地域において健康づくりのためのボランティア活動を行っている方です。

◆食生活指針

望ましい食生活を維持するため、厚生労働省、農林水産省、文部科学省が連携して作成した指針です。

◆食品表示責任者

食の安心・安全推進条例では、県内に事務所または事業所を持つ食品関連事業者は、食品表示に関する責任者「食品表示責任者」を設置するよう努めることとしています。

◆食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

◆体験型教育旅行

児童生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入れた修学旅行等のことです。

◆地域子育て支援拠点

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所であり、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を受けられる施設です。

◆地産・地消

地域で生産された農林水産物を、その地域内において消費する取組のことです。

◆日本型食生活

昭和50年代ごろの食生活のことで、ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事です。

◆乳幼児健康診査マニュアル（改訂版）

乳幼児の疾病の早期発見及び発育・発達の状況を把握し、乳幼児の健康状態の向上、健全育成を図るために、市町が実施する乳幼児健康診査について、調査票の記載方法及び保健指導の内容等を記載しているものです。

◆年齢調整死亡率

年齢構成の異なる地域間で死亡状況を比較するために用いる指標で、年齢構成の差異を基準人口の年齢構成で調整しそろえた人口10万対の死亡率です。

◆8020運動

80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んでいる運動です。

◆表示適正事業所

食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示の適正化を推進するため、適正表示に関する管理体制基準を満たしている食品取扱事業所（製造業、販売業等）を知事が認定する制度です。

◆無形文化遺産

「無形文化遺産の保護に関する条約」（平成15年（2003年）採択、06年発効）に基づき、登録、保護される各国の芸能や祭礼、伝統工芸技術などで、代表的なものに和食があります。

◆やまぐち健康応援団

県民を対象に、食生活や運動、社会環境の整備など、健康づくりの各分野で主体的な取組を行う事業所・団体等を登録する制度です。

◆やまぐちスロー・ツーリズム

農林漁業や生活、食、自然環境、歴史文化などの地域の魅力をゆっくりと体験し、地域の人々と交流する山口県独自のツーリズムの総称です。

◆やまぐち食べきり協力店

食べきりメニューの提示や食材の使い切り、希望量に応じた食事の提供など、山口県食品ロス削減推進協議会の指針にある食品ロス削減の取組を実践する、協議会の登録を受けた旅館・ホテル、飲食店です。

◆要支援・要介護

「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について一定期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために一定期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいい、市町の要支援認定を受けた者を要支援認定者といいます。

「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等

の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいい、市町の要介護認定を受けた者を要介護認定者といいます。

◆リスクコミュニケーション

食品に係るリスク（危険性）について、消費者、事業者、行政、その他関係者の中で、情報及び意見を相互に交換することをいいます。（例：意見交換会の開催、意見募集の実施等）

3 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国

際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基

本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産

者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特徴ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって

存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 山口県食育推進会議委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	団 体 名 ・ 役 職 等
岩 崎 美 穂	生活協同組合コープやまぐち 組合員理事
鴛 海 貞 夫	山口県調理師団体連合会 会長
片 山 耕 修	山口県私立幼稚園協会 副理事長
下 村 明 生	山口県歯科医師会 副会長
武 居 美津枝	山口県保育協会
田 中 康 男	山口県販売協力店連携協議会 会長
中 嶋 義 継	山口県農業協同組合中央会 参事
中 谷 昌 子	山口県栄養士会 会長
中津井 貴 子	山口県学校栄養士会 会長
長 坂 祐 二	山口県立大学 学長
寶 迫 美 樹	山口県P T A連合会 家庭教育委員会委員長
松 村 豊	山口県食品産業協議会 会長
森 永 八 江	山口大学教育学部 講師
家根内 清 美	山口県食生活改善推進協議会 会長
山 田 歳 彦	山口県漁業協同組合 常務理事
吉 富 崇 子	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長

5 計画策定の経緯等

1 山口県食育推進会議

- 第1回(平成28年(2016年)7月26日) 第3次食育推進基本計画について
- 第2回(平成28年(2016年)11月22日)第3次やまぐち食育推進計画(素案)について
- 第3回(平成29年(2017年)2月15日) 第3次やまぐち食育推進計画(案)について

2 食育推進連絡会議

- 第1回(平成28年(2016年)6月30日) 第3次食育推進基本計画について
- 第2回(平成28年(2016年)11月1日) 第3次やまぐち食育推進計画(素案)について
- 第3回(平成29年(2017年)1月31日) 第3次やまぐち食育推進計画(案)について

3 計画(素案)に対するパブリックコメントの結果概要

(1) 募集期間

平成28年(2016年)12月20日(火)～平成29年(2017年)1月20日(金)まで

(2) 計画(素案)の公表方法等

- ①県ホームページ
- ②県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口県税事務所防府分室

(3) 募集方法

郵送、FAX、電子メール

(4) 提出された意見

5件のご意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
計画の策定過程に関するもの	1
元号・西暦の併記に関するもの	1
パブリックコメントの制度に関するもの	3

第3次やまぐち食育推進計画

発行 平成29年(2017年)3月
編集 山口県健康福祉部健康増進課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電話 083 (933) 2950

